

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

平成 26 年 7 月 17 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
投資信託等の運用に関する規則	投資信託等の運用に関する規則
第 1 条～第 11 条 (略) (組入投資信託証券の範囲等)	第 1 条～第 11 条 (同 左) (組入投資信託証券の範囲等)
第 12 条 (略) 2. 前項に規定する投資信託証券の合計額は、当該投資信託財産の純資産総額の 5% を超えてはならないものとする。ただし、細則で定める投資信託証券の額については合計額の計算において、これを算入しない。 <u>なお、本項の規定に従い、5% の範囲で運用している投資信託証券については、第 17 条の 2 の規定は適用しない。</u>	第 12 条 (同 左) 2. 前項に規定する投資信託証券の合計額は、当該投資信託財産の純資産総額の 5% を超えてはならないものとする。ただし、細則で定める投資信託証券の額については合計額の計算において、これを算入しない。
3. ~ 5. (略)	3. ~ 5. (同 左)
第 12 条の 2～第 16 条 (略) (デリバティブ取引等に係る投資制限)	第 12 条の 2～第 16 条 (同 左) (デリバティブ取引等に係る投資制限)
第 17 条 投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは金商法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、 <u>新投資口予約権証券</u> 又はオプションを表示する証券若しく証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引（政令第 3 条第 10 号に規定するものをいう。）を含む。以下「デリバティブ取引等」という。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行ってはならない。	第 17 条 投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは金商法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しく証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引（政令第 3 条第 10 号に規定するものをいう。）を含む。以下「デリバティブ取引等」という。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行ってはならない。

新	旧
<p><u>2. 前項に規定する委託会社が合理的な方法により算出した額は、細則に定める方式によるものとする。</u></p> <p>(信用リスク集中回避のための投資制限)</p> <p><u>第 17 条の 2 金商業等府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2 に定める信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法は、一の者に係るエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率が次に掲げる区分ごとにそれぞれ 10%、合計で 20% を超えることのないように運用すること、及び価格、金利、通貨若しくは投資信託財産の純資産総額の変動等により当該比率を超えることとなった場合に、超えることとなった日から 1 カ月以内に当該比率以内となるよう調整を行い、通常の対応で 1 カ月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、出来る限り速やかに当該比率以内に調整を行う方法とする。ただし、証券投資信託の設定当初、解約及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</u></p>	(新 設)
<p>(1) 株式及び投資信託証券の保有・・・「株式等エクスポージャー」</p> <p>(2) 有価証券（前号に定めるものを除く。）、金銭債権（次号に該当するものを除く。）及び匿名組合出資持分の保有・・・「債券等エクスポージャー」</p> <p>(3) 為替予約取引その他の第 15 条各号に定める取引及びデリバティブ取引により生じる債権・・・「デリバティブ等エクスポージャー」</p>	(新 設)
<p><u>2. 前項第 1 号及び第 2 号に掲げるエクスポージャーは、当該有価証券、金銭債権及び匿名組合出資持分（以下本条において「有価証券等」という。）を発行若しくは組成した者又は債権の相手方（以下本条において「発行者等」という。）に対するものとし、保有評価額又は債権額（担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができるものとする。以下本条において同じ。）をもってエクスポージャーとする。ただし、次に掲げる有価証券等のエクスポジ</u></p>	

新	旧
<p>ヤーについては、それぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>自主規制委員会の委員会決議で定める国の中</u>央政府、中央銀行、若しくは地方政府又はこれらが設立した政府機関の発行又は保証する債権については零とする。</p> <p>(2) 現地通貨建ての中央政府、中央銀行、若しくは地方政府又はこれらが設立した政府機関の発行又は保証する債権については零とする。ただし、前号に該当するものを除く。</p> <p>(3) 国際機関の発行又は保証する債権については零とする。</p> <p>(4) コールローン、預金、CP（短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいう。）を含む。）、海外CD又は金商法第2条第1項第18号に定める有価証券（前各号に定めるものを除く。）については、満期までの期間が120日以内のものについては零とする。</p> <p>(5) 1カ月以内の現先取引又はリバース・レポ取引で保有する有価証券等（前各号に定めるものを除く。）については零とする。</p> <p>3. 第1項第3号に掲げる取引のうち為替予約取引（店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。以下本条において同じ。）のエクスポージャーは、取引の相手方に対するものとし、予約期日に応じそれぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 120日以内に予約期日が到来するものについては零とする。</p> <p>(2) 120日を超えるものについては、評価益の額をエクスポージャーとする。</p>	

新	旧
<p><u>4. 第1項第3号に掲げる取引のうち第15条各号に定める取引（為替予約取引を除く。以下本項において同じ。）及びデリバティブ取引のエクスポージャーは、有価証券の発行者等及び取引の相手方に対するものとし、それぞれ次に定めるものによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 有価証券の発行者等に対するエクスポージャーは、デリバティブ取引のうち有価証券等を対象（原資産）とするものについてはそれぞれ次に定めるところによる（ただし、原資産が第2項各号に掲げるものである場合には零とする。）ものとし、デリバティブ取引のうち金融指標等（利子率、為替レート、株価指数、先物取引等）を対象とするものその他のデリバティブ取引等については零とする。</u></p> <p>イ. 先物取引の買いについては、当該先物取引の評価額をエクスポージャーとする。</p> <p>ロ. 先物取引の売りについては、エクスポージャーは零とする。</p> <p>ハ. コール・オプションの買い及びプット・オプションの売りについては、当該取引のうち店頭デリバティブ取引に関しては、権利の数に原資産の価格を乗じた額をエクスポージャーとする。ただし、原資産の変化率に対するオプション価格の感応度（デルタ）を勘案して計算することができるものとする。</p> <p>ニ. コール・オプションの売り及びプット・オプションの買いについては、エクスポージャーは零とする。</p> <p><u>(2) 取引の相手方に対するエクスポージャーについては、それぞれ次に定めるところによるものとする。</u></p> <p>イ. 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引については零とする。</p> <p>ロ. 第15条各号に定める取引及び店頭デリバティブ取引については、評価益の額（当該取引に担保又は証拠金が差し入れられている場合（クリアリングハウスで決済する場合を含む。）には当該担保又は証拠金の評価額を差し引くものとする。）をエクスポージャーとする。</p> <p><u>5. 第2項の規定にかかわらず、組入投資信託証券又は証券化商品（その裏付資産が発行体等の固有資産から厳格に分離され、発行体等における倒産等の状態からの隔離が確保されているものに限る。）におけるエクスポージャーがルックスルーできる（当該組入投資信託証券又は証券化商品におけるエクスポージャー又はその上限を把握できることを</u></p>	

新	旧
<p><u>いう。) 場合には、当該エクスポージャー又はその上限額のうち投資信託財産に属する額をエクスポージャーとすることができまするものとする。この場合において、前 3 項の規定は当該組入投資信託証券又は証券化商品におけるエクスポージャー又はその上限を計算又は把握する場合にこれを準用する。</u></p> <p>(信用リスク集中回避のための投資制限の例外)</p> <p><u>第 17 条の 3 金商業等府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2 に定める信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法の内、前条の規定に拠らずに合理的な方法とすることが適當と考えられる方法は、次に掲げるいずれかの措置とする。</u></p> <p>(1) <u>当該ファンドを投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 25 条第 2 号に定める投資信託とすること又は「MMF 等の運営に関する規則」の適用対象とすること</u></p> <p>(2) <u>投資信託約款又は規約において、次に掲げる要件をすべて満たす指数（有価証券指数、商品指数、商品先物指数等）の価格変動に対して一定の倍率で連動する投資成果をめざす旨を定め、かつ当該指数を構成する有価証券等の発行体等のエクスポージャーを零とみなして前条に定める方法でエクスポージャーを計算した場合において、一の者に係るエクスポージャーが同条第 1 項に定める比率を超えないこととすること。</u></p> <p>イ. <u>投資信託委託業者等以外の者によって算出されるものであること</u></p> <p>ロ. <u>指数及びその算出方法が公表されているものであること</u></p> <p>ハ. <u>有価証券指数にあっては、多数の銘柄の価格を総合的に表すものであること</u></p> <p>(3) <u>投資対象に支配的な銘柄が存在し、又は存在することとなる可能性が高い場合（投資対象市場やテーマなどから合理的に可能性が高いと判断されるものに限る。）において、次に掲げるすべての措置を講ずること</u></p> <p>イ. <u>第 17 条の 2 第 1 項本文に定める「10%」「20%」とともに「35%」と読み替えて同条を適用すること</u></p> <p>ロ. <u>交付目論見書(交付目論見書の作成に関する規則第 1 条に規定する交付目論見書をいう。以下同じ。)の表紙に特化型運用を行う旨を目立つように表示すること</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>ハ. 交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の欄に支配的な銘柄が存在する旨（存在することとなる可能性が高い旨を含む。）及びその影響を記載すること</p> <p>(4) 第17条の2に定める方法で計算した一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産に対する比率が同条第1項に定める比率を超えることとなる場合には、当該一の者の名称をファンドの名称に一般投資家が容易に理解できるよう明確に付し、かつ前号ロ及びハの措置を講ずること</p>	
<p>2. 前項第2号に定める投資信託の投資信託証券又はこれと同じ性質を有する証券化商品（連動対象指数の構成銘柄である商品を裏付資産とし、当該裏付資産が発行体等の固有資産から厳格に分離され、発行体等における倒産等の状態からの隔離が確保されているものに限る。）を組み入れた場合における第17条の2第5項の適用に当たっては、組み入れた投資信託が連動対象とする指標を構成する発行体等又は当該組み入れた証券化商品の発行体等のエクスポージャーを零とみなして第17条の2に定めるエクスポージャーを計算することができるものとする。</p>	
<p>3. 第1項第3号に定める支配的な銘柄とは、次のいずれかの方法で定義された特定の発行体の寄与度が10%を超える場合における当該発行体の発行する銘柄をいう。</p> <p>(1) 委託会社が社内規則に基づく適正な手続きに従い定めた投資対象候補銘柄の時価総額に占める特定の発行体の発行する銘柄の時価総額（財務ウェイト/リスクウェイト/等金額を含む）の割合を当該特定の銘柄の寄与度とする方法</p> <p>(2) 委託会社が社内規則に基づく適正な手続きに従い計算方法を決定したベンチマーク（第三者が決定した計算方法に基づき算出された指標をベンチマークとして採用する場合の当該ベンチマークを含み、投資信託約款、目論見書等に記載されることを要件としない。）における特定の発行体が発行する銘柄の合計額がベンチマーク全体に占める割合を当該特定の銘柄の寄与度とする方法</p>	

新	旧
第 18 条 (略) (組入比率の制限を超えた場合の調整等)	第 18 条 (同 左) (組入比率の制限を超えた場合の調整等)
第 19 条 委託会社は、投資信託財産に次に掲げる事象等が生じた場合には、当該各号に定める期間内に所定の限度内となるよう調整するものとする。 (1) 株式の値上り又は解約によって株式組入限度を超える事態が発生した場合 発生の日を含め 6 営業日以内 (2) 外国証券の値上り等によってその組入限度及び外国為替の予約の範囲を超える事態が発生した場合 発生の日を含め 1 カ月以内 (削 除)	第 19 条 委託会社は、投資信託財産に次に掲げる事象等が生じた場合には、当該各号に定める期間内に所定の限度内となるよう調整するものとする。 (1) 株式の値上り又は解約によって株式組入限度を超える事態が発生した場合 発生の日を含め 6 営業日以内 (2) 外国証券の値上り等によってその組入限度及び外国為替の予約の範囲を超える事態が発生した場合 <u>であって、約款において「相当期間内に調整する」とされているもの</u> 発生の日を含め 1 カ月以内 <u>(3) 同一銘柄の株式に投資する比率の限度（以下「同一銘柄の組入限度」という。）を買付基準とする投資信託（以下「買付基準採用ファンド」という。）の決算時点における洗替えにおいて、同一銘柄の組入限度を超えている場合 決算時点から 1 カ月以内</u> <u>(4) 買付基準を採用していない投資信託について、同一銘柄の組入限度を超える事態が発生した場合 発生の日を含め 6 営業日以内</u> <u>(5) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の組入限度を超えた場合 前 2 号に準ずる</u> <u>2. 買付基準採用ファンドにおいて、増資割り当て（有償及び無償のいずれの場合も含む。）により株式を取得する場合には、同一銘柄組入限度を超えても応ずることができるものとし、その調整は決算時点から 1 カ月以内に行うものとする。</u> <u>3. 買付基準採用ファンドにおける同一銘柄の株式の組入比率の計算は、投資信託財産</u>
(削 除)	

新	旧
<p><u>2. 株式又は外貨建資産の組入れ可能な受益証券又は投資証券を組入れている投資信託については、当該受益証券又は投資証券における株式又は外貨建資産の組入額（当該投資信託の組入れに相当する額に限る。）を当該投資信託の株式又は外貨建資産の組入限度の計算に含めるものとする。</u></p>	<p><u>に組入れられたその株式を買付日の前日の終値で評価し、この評価額を前日の投資信託財産の純資産総額で除して計算するものとする。</u></p>
第 20 条～第 22 条 (略)	第 20 条～第 22 条 (同 左)
(公募のファンド・オブ・ファンズの投資制限等)	(公募のファンド・オブ・ファンズの投資制限等)
第 23 条 公募のファンド・オブ・ファンズは、原則として複数の投資信託証券に投資するものとする。ただし、当該ファンド・オブ・ファンズが、上場投資信託の場合であって、かつ外国における資産で当該国からの持出し制限のある資産への投資を目的とする投資信託証券に投資する場合はこの限りではない。	第 23 条 公募のファンド・オブ・ファンズは、原則として複数の投資信託証券に投資するものとする。ただし、当該ファンド・オブ・ファンズが、上場投資信託の場合であって、かつ外国における資産で当該国からの持出し制限のある資産への投資を目的とする投資信託証券に投資する場合はこの限りではない。
<u>2. 第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定は、公募のファンド・オブ・ファンズについて適用する。</u>	(新 設)
第 24 条～第 27 条 (証券投資信託等以外の投資信託のデリバティブ取引等及び信用リスク集中回避のための投資制限等)	第 24 条～第 27 条 (証券投資信託等以外の投資信託のデリバティブ取引等)
第 28 条 第 17 条、 <u>第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定は、証券投資信託等以外の投資信託が行うデリバティブ取引等の投資制限及び信用リスク集中回避のための投資制限等について準用する。</u>	第 28 条 第 17 条の規定は、証券投資信託等以外の投資信託が行うデリバティブ取引等の投資制限について準用する。
(以下略)	(同 左)
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。</u>	

新	旧
<p><u>ただし、この規則の改正の際現に存する投資信託については、実施日から起算して5年を経過する日までの間は、第17条の2及び第17条の3の規定は、適用しない。なお、当該投資信託に関し同条に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。</u></p>	